

令和6年度教育行政運営方針

第1 策定の趣旨

本方針は、教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、「学び合い成長し合えるまち」の実現を図るため、目黒区教育委員会の教育目標及び基本方針に即しながら、令和6年度の施策に取り組む際の基本姿勢やその方向性を示すものである。

国や都の教育政策の動向を踏まえ、的確かつ柔軟な対応に努めるとともに、区の長期計画及び目黒区教育に関する大綱並びに令和6年度行財政運営基本方針等との整合を図りつつ、めぐろ学校教育プランをはじめとした教育委員会で定める各種計画に掲げる事業を着実に推進することを主眼とする。

また、本方針に掲げる施策は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき行う、教育委員会の自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の対象としており、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進する。

第2 教育行政運営の基本姿勢

1 学校・保護者・地域・関係機関等との連携・協力

持続可能な社会の創り手として、未来を担う子どもたちの健やかな成長のために、学校・保護者・地域・関係機関等のそれぞれの役割に応じた連携・協力関係を推進し、教育活動の一層の充実を図る。

2 創意工夫を凝らした教育行政の展開

社会情勢が不安定な中であっても、活力ある教育行政を推進するため、施策の立案と実施に当たっては、迅速かつ的確に対処するとともに、積極的に創意工夫に努める。

3 区民への積極的な情報の発信

事業の実施に当たっては、保護者や地域をはじめ区民の理解・協力を得るため、事業についての趣旨や到達度等の説明責任を果たしながら、適時適切に、より分かりやすい情報発信に努める。

4 効果的・効率的な施策の推進

計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のマネジメント・サイクルにより各施策を効果的・効率的に推進する。

第3 教育を取り巻く社会情勢

少子化・人口減少や高齢化、デジタルトランスフォーメーション（DX）、グローバル化や多極化、そして地球環境問題などがこれまで以上に進行することが予測されるとともに、変動性（Volatility）、不確実性（Uncertainty）、複雑性（Complexity）、曖昧性（Ambiguity）の頭文字を取って、VUCAの時代とも言われ、先行きが不透明で、今後を予測することは極めて難しい状況となっている。

こうした中、国は、第4期教育振興基本計画のコンセプトとして、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイング*の向上」を掲げ、両者の相互循環的な実現に向けた取組が進められるよう教育政策を講じていくことが必要であるとしている。

また、こども基本法に基づき、今後5年程度のこども政策の基本的な方向性等を定めた「こども大綱」が令和5年12月に策定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すとされており、重要事項として学校における働き方改革や処遇改善、1人1台端末等の活用の推進、いじめ防止、不登校支援、校則の見直し及び体罰や不適切な指導の防止など、学校教育に係る様々な施策が盛り込まれている。

生涯学習において、人生100年時代では、一人ひとりの学ぶ時期や進路が複線化する人生のマルチステージへの転換が予測されており、こうした社会の構造的な変化に対応するため、社会人の学び直し（リカレント教育）をはじめとする生涯学習の必要性が高まっている。また、社会教育の充実による地域の教育力の向上や地域コミュニティの基盤強化を図ることが求められている。一人ひとりが主体的・持続的に学んでいくことや、学びを地域で生かしていけるような環境整備が重要となっている。

*ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

第4 施策とその方向性

教育を取り巻く社会情勢や現状・課題を踏まえ、5つの施策とその方向性を示し、取組を進めていく。

【施策1】 知・徳・体を総合的に捉えた資質・能力の育成

〈現状・課題〉

学校教育には、知・徳・体を一体的に捉え、3つの資質・能力である「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」をバランスよくはぐくむことが求められている。

特に、学習の基盤となる資質・能力や、現代的な諸課題（主権者に関する教育、人権教育、E S D（持続可能な開発のための教育）等）に対応して求められる資質・能力の育成を図るためには、I C Tを教材・教具や学習ツールの一つとして効果的に活用し、これまで以上に個別最適な学びと協働的な学びを推進するとともに、教科等横断的な学習の推進や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図ることが求められている。

また、児童・生徒が主体的に学習課題を立て、自分に合った学習方法等を判断し、自分に合った学習計画を立て、自己調整しながら学びを深めていくことができるよう、発達段階に配慮しながら指導することが重要である。

1-1 確かな学力の向上

きめ細かい指導や教科の専門性を生かした指導ができるよう指導體制を整えるとともに、学力の定着状況の把握・分析を踏まえた指導方法の工夫・改善を図る。また、充実した研修により、個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する。

1-2 豊かな心の育成

人権教育や道徳教育を通じて、人権意識を高め、道徳性を養うとともに、文化、芸術、スポーツなど様々な体験活動を通じて、社会性・協調性や規範意識を醸成する教育活動を推進する。

1-3 健やかな体の育成

児童・生徒の望ましい運動習慣・生活習慣の確立に向け、学校と家庭が連携し、健康の保持増進及び体力向上の取組や食育など健康教育を推進する。

1-4 ICTを活用した教育の充実

児童・生徒が学習用情報端末を中心としたICT環境を最大限活用する中で、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るとともに、情報活用能力の育成を図る。

【施策2】 学校の教育活動を支える環境整備の推進

〈現状・課題〉

いじめ・体罰、不登校等の諸課題は社会全体で取り組むべき重要な課題であり、学校や保護者、地域、関係機関等と連携・協力し、適切に対応する必要がある。また、全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、特別支援教育のさらなる充実が求められている。

予測困難な時代において、災害や感染症など非常時においても、子どもたちの健やかな学びを保障するため、引き続き、ICT環境整備をはじめ、学習環境・指導体制の充実などに取り組むとともに実施計画及び学校施設更新計画に基づく学校施設の計画的な更新及び区立中学校の統合による目黒南中学校及び目黒西中学校の開校に向けた具体的な取組を進め、教育環境の整備を通じて「魅力と活力にあふれ、信頼される学校」の実現を図る必要がある。

2-1 いじめ防止等の対応の充実

いじめはどこでも、誰にでも起こりうる問題であり、同時に重大な人権侵害であるという認識の下、「目黒区いじめ防止対策推進条例」「目黒区いじめ防止基本方針」に基づき、いじめを許さない強い姿勢で、いじめの防止等の対策を総合的・効果的に推進する。

2-2 不登校等への対応の充実

不登校の未然防止、幼児・児童・生徒の健全育成推進のため、様々な専門家、学習支援教室「めぐろエミール」、関係機関、地域コミュニティと連携を図りながら、不登校等の課題解決に向けて学校や保護者等への支援に当たる。

2-3 特別支援教育の推進

心のバリアフリーの推進、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実、保護者や関係機関等との連携による支援体制の充実等、「特別支援教育推進計画（第四次）」に掲げる施策を総合的に推進するとともに、特別支援教育のさらなる充実を図るため「特別支援教育推進計画（第五次）」を策定する。

2-4 学校のICT環境整備の推進

計画的かつ効果的に学校のICT環境の改善及び維持・管理に取り組むとともに、児童・生徒及び教職員が安全安心に学校でICTを活用するために情報セキュリティの向上を図る。

2-5 就学前施設・小学校中学校間の連携・交流の強化

幼稚園・こども園、保育園等と小学校、小学校と中学校の間の連携や交流を一層深め、校種間の円滑な接続を図る。

2-6 学校施設の計画的な更新及び機能改善

老朽化した学校施設を計画的に更新し、既存施設については必要な機能改善を行うことで、児童・生徒の学習環境・生活環境の改善を図る。

2-7 区立中学校の適正規模・適正配置の推進

区立中学校のさらなる魅力づくりに向けて、区立中学校の適正規模・適正配置を推進し、充実した学校教育環境を整備する。目黒南中学校（第七中学校と第九中学校の統合）、目黒西中学校（第八中学校と第十一中学校の統合）の開校に向けて、「第七中学校・第九中学校の統合新校整備方針」及び「第八中学校・第十一中学校の統合新校整備方針」に基づき、着実に取組を進める。

【施策3】 学校内外の連携・分担による学校マネジメントの実現

〈現状・課題〉

社会が加速度的に変化し、複雑性と困難性を増す中、学校現場では、学習指導要領への対応やGIGAスクール構想等をはじめとする校務DXなど大きな変革が進んでいる。近年では、全国的な傾向である教師不足が教職員の負担が増加しやすい一因となっており、心身の健康を保持し、子どもと向き合う時間や授業準備等の時間を確保できる環境が必要となっている。

課題への対処として、校長のリーダーシップの下、教職員一人ひとりが専門性を発揮できるような組織運営を通じて、学校組織全体としての総合力を発揮していくことのほか、学校を支える校内の人材と保護者、地域との連携・協働により、児童・生徒の健全な成長を図ることが求められている。

3-1 高い専門性と指導力、協働性を備えた教員人材の育成

教員としての資質・能力の向上を図るため、教員の職層や経験に応じた研修や専門性を高める研修、教育課題に対応した研修を意図的・計画的に実施するとともに、日常的に学び合う校内研修や、主体的に行う研修を実施する。

また、本区の特色である文部科学省研究開発学校の取組（小学校40分授業午前5時間制）をさらに一段進め、創意工夫に富んだ魅力ある学校づくりを行う中で、教員人材の育成を図る。

3-2 働き方改革の推進・「チーム学校」の機能強化

「目黒区立学校・園における働き方改革実行プログラム」に基づき、子どもと向き合う時間を創出するための環境整備と勤務時間を意識した働き方を推進する。

3-3 「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の実現

コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置している学校）と地域学校協働活動の一体的推進に向けた取組等により、保護者や地域住民等が学校運営に参画し、相互に連携・協働して、地域とともにある学校づくりと学校を核とした地域づくりを進めていく体制を整備する。

【施策4】 子どもの安全・安心の確保

〈現状・課題〉

学校は、児童・生徒が安心して学習を行うことが求められる場所であり、学校においてその安全な環境を整備し、事件・事故を防止するための取組を進める必要がある。

また、子どもたちに自らの安全を確保できる基礎的な資質・能力を育成し、地域・関係機関との連携による安全対策の強化が求められている。

4-1 子どもの安全教育の推進

自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を、学校教育全体を通じて育成していけるよう、生命（いのち）の安全教育や防災教育、防犯教育のより一層の推進を図る。また、関係機関と連携したセーフティ教室等の実施により、児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図る。

4-2 地域や関係機関との連携による安全対策の強化

登下校時の事故や犯罪から子どもたちを守るため、学校が地域や関係機関と連携し、交通安全・生活安全・災害安全の観点をもって危険を予知し、必要な対応策を講じる。また、地域ぐるみで子どもの安全対策のより一層の充実を図る。

4-3 学校・園における児童虐待等の早期発見・早期対応の推進

児童虐待防止法に基づき、対策を確実に実施するため、教職員研修を実施するとともに、関係機関との連携を密にして、「児童虐待防止マニュアル」を踏まえた児童虐待の早期発見・早期対応を推進する。

【施策5】 生涯学習の充実

〈現状・課題〉

社会やライフスタイルの変化等により、人と人との「つながり」の希薄化が指摘され、孤独・孤立の問題が顕在化するなど、社会的包摂とその実現を支える地域コミュニティが一層重要になっている。また、様々な社会的課題を解決するための人への投資の充実、デジタル社会の進展への対応の必要性が増大する中、人生100年時代を見据え、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、地域や社会の課題解決のための活動につなげていく必要性が一層高まることが考えられる。

区民一人ひとりが、生涯を通じて、いつでもどこでも、生き生きと学び、学び合い、また、学んだことを地域の中で生かすことができるよう、生涯学習環境整備を進め、施策を推進していくことが必要である。

5-1 生き生きと学び合える生涯学習事業の充実

区内及び近隣地域の教育機関の専門性を生かした生涯学習講座の実施など、区民の関心や意欲に応える生涯学習事業に取り組むとともに、誰もが、いつでも、どこでも講座や団体等の情報を得られるように、様々な媒体を使った情報提供をさらに充実していく。

5-2 青少年健全育成事業の実施

青少年が地域社会を担う一員となるよう、自立性と社会性を身に付けるための体験機会や情報リテラシー教育等の学習機会の提供を進める。

また、青少年の健全育成を担う団体の主体性を尊重しながら、場の提供や指導者の派遣等の支援を行う。

さらに、今後の青少年教育のより効率的かつ効果的な進め方についての方策を検討する。

5-3 家庭教育を支援する事業の実施

子どもの生活習慣の習得や自立心の育成など、すべての教育の出発点である家庭教育が保護者の自覚と責任によって行われるよう、家庭教育講座などを引き続き行う。

5-4 文化財を活用した啓発・普及事業の実施

区内の歴史的建築物や埋蔵文化財を調査・記録して、貴重な文化財を将来にわたって保存・継承していく。

また、文化財や歴史資料を活用した企画展の開催などを通じ、文化財への理解を深め、保護への啓発を行う。

5-5 図書館サービスの充実

重点テーマを定めた図書資料の計画的な収集、地域の課題や特定のテーマに関連した展示により、区民ニーズに沿った的確な資料提供を行うとともに電子書籍貸出サービス（めぐろ電子図書館）と地域資料のデジタル化による非来館型サービスの充実を図る。

また、学校教育との連携による児童・生徒の電子図書館の活用を推進する。

図書館利用に障害のある方々一人ひとりの状況に応じた障害者サービスの提供、子どもたちの読書活動の推進と学習活動の支援について取組を進める。

第5 実施事業の策定

施策とその方向性に対応した実施事業を別紙のとおり定める。

令和6年度教育行政運営方針実施事業

施策1 知・徳・体を総合的に捉えた資質・能力の育成

番号	項目	所管課
1-1	確かな学力の向上	
1-1-1 連番号 ①	授業改善の推進 本区の特徴である文部科学省研究開発学校(小学校40分授業午前5時間制)や目黒区教育委員会教育開発指定校、企業連携により、個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導方法の工夫・改善を行う。 また、区独自の学力調査結果から基礎的・基本的な知識・技能の定着状況を把握し、AI機能を搭載したデジタルドリルを活用しながら児童・生徒の個別最適な学びと教員による個別支援の充実を図る。	教育指導課
1-1-2 連番号 ②	外国語教育の充実 英語によるコミュニケーション機会の充実を図るため、ALTの活用のほか、体験型英語学習の機会を設ける。中学校イングリッシュ・キャンプについては対象者を拡充し、実施する。	教育指導課
1-1-3 連番号 ③	理科教育の充実 理科に対する興味・関心を高め、科学的リテラシーを向上させるため、引き続き、観察実験支援員等を配置・活用するとともに、理科指導者研修会を実施し、問題解決の学習の進め方及び観察・実験のポイント等の理解を深める。	教育指導課
1-2	豊かな心の育成	
1-2-1 連番号 ④	人権教育の推進 学校・園において、人権教育の質的向上を図るため、目黒区人権教育推進校の取組の成果を実践報告や授業公開等を通じて、他校・園に普及・啓発する。	教育指導課
1-2-2 連番号 ⑤	国際社会に対応する教育の推進 小・中学校の各教科等で行われる国際理解教育において、外国との交流活動や我が国の伝統文化に関する学習を引続き推進する。 また、帰国児童・生徒や外国籍の児童・生徒が増加傾向である現状を踏まえ、持続可能な日本語指導・支援体制の確立を図る。	教育指導課
1-2-3 連番号 ⑥	体験学習の充実 自然を愛し、美しいものに感動する体験活動や、体育・文化について日常の学習の成果を発揮する場、美しい芸術を共に体験し、感動を分かち合う機会等を教育課程に位置付けて実施し、実施後は評価・改善を図り充実に努める。	学校運営課 教育指導課
1-2-4 連番号 ⑦	連合行事等の実施 自他のよさを見付け合い、自己の成長を振り返り、積極的に自己を伸ばしようとする態度を養うため、互いの運動や演奏を見合う連合行事を実施する。	教育指導課

番号	項目	所管課
1-3	健やかな体の育成	
1-3-1 連番号 8	体力向上に向けた取組の推進 幼稚園・こども園年長から中学校第3学年までの系統的な健康の保持増進及び体力向上を図るために、「めぐろ ここカラダ月間」を年3回設定し、「めぐろ ここカラダシート」等の活用の推進を図る。	教育指導課
1-3-2 連番号 9	健康教育の推進 学校健康トレーナーを全小学校へ定期的に派遣するとともに、健康課題をもつ児童を対象に「めぐろ元気あっぷ教室」を開催し、課題の改善に取り組む。 また、学校健康トレーナーによる健康相談、食育推進指導員による栄養相談、小児生活習慣病専門医による講演・相談事業等を行う。	学校運営課
1-3-3 連番号 10	食育の推進 「学校（園）における食育指針」に基づき、学校、園での食育の推進を図る。また、「学校・園におけるアレルギー疾患への対応の手引き」に基づき、食物アレルギーをもつ児童・生徒への安全な学校給食の提供に取り組む。	学校運営課
1-4	ICTを活用した教育の充実	
1-4-1 連番号 11	情報活用能力の育成 小学校では「目黒区立小学校プログラミング教育モデルカリキュラム（令和4年12月改訂）」に基づき、ICT支援員を活用したプログラミング教育を実施するなど、発達段階に応じた児童・生徒の情報活用能力の育成を図る。	教育指導課
1-4-2 連番号 12	ICT機器を活用した指導力の向上 ICT支援員やGIGA支援員による日常的な支援に加え、教育指導課訪問や、各種巡回訪問の機会を捉え、個々の教員の授業に即したICTの利活用について指導・助言を充実させる。	教育指導課

施策2 学校の教育活動を支える環境整備の推進

番号	項目	所管課
2-1	いじめ防止等の対応の充実	
2-1-1 連番号 13	いじめへの組織的な対応の実施・充実 「目黒区いじめ防止対策推進条例」「目黒区いじめ防止基本方針」に基づき、関係機関と連携しながら、いじめ防止等の対策を効果的に推進する。各学校では「学校いじめ防止基本方針」を見直すとともに、その内容について教職員及び保護者等と共通理解を図る。また、「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的な対応に向け、各学校における年3回以上の研修のほか、生命等にかかわる重大事態発生時の対応訓練を実施する。	教育指導課

番号	項目	所管課
2-2	不登校等への対応の充実	
2-2-1 連番号 14	<p>不登校児童・生徒等の学習支援の充実</p> <p>学習支援教室「めぐろエミール」において、多様化・複雑化した要因による不登校児童・生徒の学習支援を行うため、一人ひとりの学習上の困難さに応じた学習の個別指導・支援を行う。また、児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた不登校児童・生徒の居場所機能の充実を図る。</p> <p>また、中学校7校において校内別室を整備し、校内別室指導支援員のもと、別室で学校生活を過ごす生徒の支援を行う。</p>	教育支援課
2-2-2 連番号 15	<p>教育相談体制の充実</p> <p>不登校の未然防止等を含む幼児・児童・生徒の健全育成推進のため、スクールカウンセラーを全校・園へ派遣する。スクールカウンセラーや教育相談員を活用し、電話や来室による教育相談の充実を図る。</p> <p>保護者連絡システムを用いて毎年度配信する不登校児童・生徒の保護者向けリーフレットを活用し、教育相談体制の周知・啓発に努める。</p>	教育支援課
2-2-3 連番号 16	<p>関係機関等との連携強化</p> <p>スクールソーシャルワーカー、教育相談員、スクールカウンセラー、学習支援教室「めぐろエミール」や関係機関等と連携を図りながら、不登校等の諸課題の早期発見と早期対応を促進する。</p> <p>各学校が作成する不登校の個票において、ヤングケアラーの状況にないか把握し、虐待やネグレクト等の疑いと合わせて、関係機関と連携して対応する。</p>	教育支援課
2-3	特別支援教育の推進	
2-3-1 連番号 17	<p>交流及び共同学習の充実</p> <p>教職員、児童・生徒、保護者・区民への特別支援教育に関する理解啓発を継続的に実施するとともに、知的障害特別支援学級における通常の学級との交流及び共同学習の充実に向け、重点支援校を指定し、毎月1回程度、指導主事を派遣して授業実施等の支援を行う。</p>	教育支援課
2-3-2 連番号 18	<p>特別支援教室の環境整備</p> <p>特別支援教室を利用する児童・生徒の障害特性に応じて感覚や認知の特性に配慮し、児童・生徒が心理的負担なく指導を受けることができるよう、教室内に防音パーテーションを設置する等、指導環境を整備する。</p>	教育支援課
2-3-3 連番号 19	<p>保護者や関係機関との連携による支援体制の充実</p> <p>医療・教育・心理の専門家が幼稚園、こども園、保育園等を訪問し、教職員や保護者からの相談を受け助言する小学校就学前ガイダンスを実施し、保護者や学校関係機関と連携した支援体制の充実を図る。</p>	教育支援課
2-3-4 連番号 20	<p>特別支援教育推進計画（第五次）の策定</p> <p>共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮するとともに、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムの構築を基本的な考え方として、特別支援教育推進計画（第五次）を策定する。</p>	教育支援課

番号	項目	所管課
2-4	学校のICT環境整備の推進	
2-4-1 連番号 21	学校のICT環境整備 区立小・中学校10校の教育用ICT機器（指導者用PC、大型提示装置等）を更新するとともに、校内ネットワーク環境を再構築する。さらに、インターネット環境を改善するため、インターネット接続回線及びプロバイダーの見直しを実施する。	学校ICT課
2-4-2 連番号 22	GIGAシステムの改善 学習用情報端末のさらなる利活用の推進を見据えた、次期GIGAシステム更新（令和8年2月予定）に向けた事業者選定等を行う。	学校ICT課
2-4-3 連番号 23	校務系システムの改善 教職員の負担軽減やセキュリティ向上を図る環境を構築するため、区立全小・中学校の校務系システムの更新を行う。	学校ICT課
2-5	就学前施設・小学校中学校間の連携・交流の強化	
2-5-1 連番号 24	小学校・中学校間の連携・交流の充実 児童・生徒の生きる力をはぐくむため、「小・中連携子ども育成プラン」に基づき、小・中学校が連携した教育活動を進める。	教育指導課
2-5-2 連番号 25	幼稚園、こども園等と小学校との円滑な接続 幼児期における学びが小学校における学びに円滑に接続されるよう、「アプローチカリキュラム」及び「スタートカリキュラム」を実施する。 幼稚園・小学校を通した一体的な指導の実現に向け、小学校就学前施設の教職員と小学校教員との合同研修会を実施する。	教育指導課
2-6	学校施設の計画的な更新及び機能改善	
2-6-1 連番号 26	向原小学校の施設更新 向原小学校の施設更新に向けて、新校舎の実施設計、仮設校舎の建設、既存校舎の解体等を実施する。	学校施設計画課
2-6-2 連番号 27	鷹番小学校の施設更新 鷹番小学校の施設更新に向けて、新校舎の基本構想・基本設計、敷地の測量、地盤調査等を実施する。	学校施設計画課
2-6-3 連番号 28	学習・生活環境の改善 学校及び地域避難所としての学習・生活環境の改善を図るため、体育館（小学校4校）及び校庭（小学校3校、中学校1校）のトイレを洋式化する。	学校施設計画課
2-7	区立中学校の適正規模・適正配置の推進	
2-7-1 連番号 29	目黒南中学校の開校に向けた取組 「第七中学校・第九中学校の統合新校整備方針」に基づき、統合する各中学校の生徒間の教育活動・交流活動を引き続き実施するとともに、教育課程や校則の検討、標準服の決定など、開校に向けた取組を進める。	学校統合推進課 教育指導課

番号	項目	所管課
2-7-2 連番号 30	目黒西中学校の開校に向けた取組 「第八中学校・第十一中学校の統合新校整備方針」に基づき、統合する各中学校の生徒間の教育活動・交流活動を引き続き実施するとともに、教育課程や校則の検討、標準服の決定など、開校に向けた取組を進める。	学校統合推進課 教育指導課
2-7-3 連番号 31	区立中学校の統合による新設中学校の施設整備 目黒南中学校、目黒西中学校の新校舎建設に向けた実施設計、暫定校舎として使用する第七中学校、第八中学校の改修工事を実施する。	学校施設計画課

施策3 学校内外の連携・分担による学校マネジメントの実現

番号	項目	所管課
3-1	高い専門性と指導力、協働性を備えた教員人材の育成	
3-1-1 連番号 32	研究指定校制度を活用した教員の指導力の向上 本区の特色である文部科学省研究開発学校(小学校40分授業午前5時間制)や目黒区教育委員会教育開発指定校、目黒区人権教育推進校の取組を通して、創意工夫に富んだ魅力ある学校づくりを推進し、学びを支援する伴走者としての能力の育成を図る。	教育指導課
3-1-2 連番号 33	職層や教育課題等に応じた研修の充実 教員の資質・能力の向上を図るため、東京都及び区の指標に基づき研修を実施するとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業改善や、「自己調整学習」等の今日的な教育課題を取り入れた研修を実施する。また、教員が自身のスケジュールに合わせて受講時間を選択できるeラーニング研修や動画配信、オンライン双方向研修を効果的に取り入れる。	教育指導課
3-2	働き方改革の推進・「チーム学校」の機能強化	
3-2-1 連番号 34	学校を支える人員体制の充実 教員や副校長の業務負担軽減のため、実態に応じた専門スタッフやスクール・サポート・スタッフ、副校長補佐に加え、スクールロイヤー、学校経営相談員を教育委員会事務局に新たに配置し、寄せられる意見等への対応について、学校の支援を行う。	教育政策課 教育指導課
3-2-2 連番号 35	学校業務(用務等)の委託化の推進 より効果的・効率的な学校業務(用務等)の運営を図り、今後も良好な学校環境の維持及び安定的な学校運営を行うため、令和7年度中の先行実施校における委託実施を目指し、対象校の選定や仕様の精査などの取組を進める。	教育政策課
3-2-3 連番号 36	学校外プールの活用 目黒区立小中学校におけるプール施設整備の考え方に基づき、計画的な授業の実施と教員の負担軽減、水泳指導の充実を目的として、小学校2校で民間プール施設での水泳指導を実施する。	学校施設計画課

番号	項目	所管課
3-2-4 連番号 37	<p>持続可能な部活動の推進</p> <p>持続可能な部活動と教員の負担軽減の実現に向け、部活動指導員の謝礼を増額するとともに、中学校1校をモデル校として、顧問業務や専門的な技術指導等を民間事業者へ委託する。また、地域連携の充実及び地域移行の実施に向けて、区内の関係団体等と連携し、取組への協力手法等、調査・検討を進める。</p>	学校運営課 教育指導課
3-2-5 連番号 38	<p>教職員の健康確保に向けた取組</p> <p>出退勤管理システムにより勤務時間の実態を把握し、長時間労働に当てはまる教職員に対し、チェックリストの提出による健康状態の確認や産業医による面接指導を行う。</p> <p>また、東京都教育委員会事業を活用したアウトリーチ型相談を継続して実施する。</p>	教育指導課
3-2-6 連番号 39	<p>業務改善モデル校の実施</p> <p>業務改善モデル校（小学校2校・中学校2校）において、試行的な取組・検証を実施し、教職員の働き方改革に資する取組を推進する。</p>	教育政策課 教育指導課
3-2-7 連番号 40	<p>小学校における教科担任制等の推進</p> <p>児童の学力向上と、複数の教員による多面的な児童理解を促すため、教員の教科指導における専門性を生かした教科担任制や交換授業等の推進を図る。</p>	教育指導課
3-3	「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の実現	
3-3-1 連番号 41	<p>学校評価の実施・活用</p> <p>児童・生徒、保護者、地域の方々、教職員による学校評価アンケート（デジタル化）を実施する。</p> <p>各学校・園においては、アンケート結果を踏まえた自己評価及び学校関係者評価を実施し、学校・園運営の改善・充実を図る。</p>	教育指導課
3-3-2 連番号 42	<p>学校運営協議会の設置に向けた取組の推進</p> <p>「地域とともにある学校づくり」を推進していくための取組として、令和7年度に設置する学校運営協議会の先行実施校を令和6年度中に決定し、当該学校の校長等に研修を実施する。</p>	教育政策課
3-3-3 連番号 43	<p>地域学校協働活動の推進</p> <p>「学校を核とした地域づくり」を推進していくため、フォーラムの実施を通じて、地域学校協働活動を周知・啓発する。</p> <p>また、地域学校協働活動推進員の人材確保・養成に努める。</p>	生涯学習課
3-3-4 連番号 44	<p>放課後フリークラブ事業の推進</p> <p>放課後や休日等における子どもの安全・安心な居場所の確保のため、「子ども教室」の実施小学校区の拡大及び教室内容の充実を図るとともに「ランドセルひろば」を実施する。また、放課後子ども総合プランによる「ランランひろば」について、放課後子ども対策課と協力・連携していく。</p>	生涯学習課

施策4 子どもの安全・安心の確保

番号	項目	所管課
4-1	子どもの安全教育の推進	
4-1-1 連番号 45	安全教育の推進 児童・生徒の安全への意識の向上に向け、生命（いのち）の安全教育や小1防犯教育プログラム、ライフジャケット（全校・園に配付）を用いた安全指導等を実施し、安全対策の充実を図る。 また、保護者・地域の協力による地域安全マップの作成（小学校）を行うとともに、交通安全教室を実施する。	教育指導課
4-1-2 連番号 46	防災教育の充実 自ら主体的に行動ができる能力をはぐくむため、実践的な避難訓練の実施や、「防災ノート～災害と安全～」、「東京マイ・タイムライン」を活用したり、地域の防災訓練と連携したりするなど防災教育を引き続き実施する。 また、中学生及び教職員を対象に普通救命講習会を実施する。	教育政策課 教育指導課
4-2	地域や関係機関との連携による安全対策の強化	
4-2-1 連番号 47	防犯・防災等の情報共有 保護者連絡システムを用いて、教育委員会から不審者情報など子どもの安全に関する緊急情報の配信、学校・園から自然災害発生時の学校対応の連絡など、保護者にとって有用な活用を図り、児童・生徒の安全・安心を確保する。	教育政策課
4-2-2 連番号 48	地域の協力による安全ネットワークの充実 子どもたちが犯罪や事故などによる身の危険を感じたときに緊急避難できる場として推進している「こども110番の家」については、引き続き学校、PTA等との連携・協力を進めるとともに、協力家庭等の増加に向けた取組を行う。	生涯学習課
4-2-3 連番号 49	通学路の安全確保 小学校通学路の危険箇所を学校に調査依頼し、報告箇所については、道路管理者や警察など関係機関に必要な対策を求めていく。また、学校・PTA、地域住民と関係機関との合同で通学路の点検の実施をする。さらに、小学校の通学区域に設置している防犯カメラのうち、交換時期を迎えたものを更新する。	教育政策課
4-2-4 連番号 50	学校・園の防犯体制の強化 子どもや学校関係者の安全確保を図るため、小・中学校、幼稚園・こども園の運動会・体育祭及び区立中学校連合体育大会に警備員を配置する。 また、小学校、幼稚園・こども園において、校門前等の昼間警備を試行で実施する。	教育政策課
4-3	学校・園における児童虐待の早期発見・早期対応の推進	
4-3-1 連番号 51	児童虐待の早期発見・早期対応の徹底に向けた取組の強化 「児童虐待防止マニュアル」に基づく対応を全教職員に徹底するとともに、学校・園と子ども家庭支援センター等との情報共有及び連携の強化を図る。また、教職員の児童虐待防止への意識を高め、児童虐待防止に関する各学校の取組の充実に向けた研修を実施する。	教育指導課

施策5 生涯学習の充実

番号	項目	所管課
5-1	生き生きと学び合える生涯学習事業の充実	
5-1-1 連番号 52	<p>大学等教育機関の専門性を生かした事業の実施</p> <p>現在実施している区内及び近隣教育機関との連携・協力を進め、ニーズに沿った企画を実施するとともに、ICTを活用した講座も取り入れながら、区民の生涯学習の機会拡大を図る。</p>	生涯学習課
5-2	青少年健全育成事業の実施	
5-2-1 連番号 53	<p>青少年の健全育成を支援する事業の実施</p> <p>青少年を対象として、自然体験や生活・文化体験の機会を提供する。また、少年団体の育成と地域の青少年リーダーの育成を図るための支援事業を実施する。</p> <p>さらに、青少年プラザの廃止に伴い、青少年事業の具体的な進め方について検討を進める。</p>	生涯学習課
5-3	家庭教育を支援する事業の実施	
5-3-1 連番号 54	<p>家庭教育の教育力向上に向けた学習機会等の提供</p> <p>家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭教育に関する学習機会の提供を行い、子どもの生活習慣の習得や自立心の育成に向けて、より効果的な支援に向けた検討を進める。</p>	生涯学習課
5-4	文化財を活用した啓発・普及事業の実施	
5-4-1 連番号 55	<p>歴史的建造物、遺跡調査の実施</p> <p>文化財として価値のある歴史的建築物の調査、埋蔵文化財保護のための試掘調査を実施し、めぐろの歴史と文化を記録保存する。</p>	生涯学習課
5-4-2 連番号 56	<p>めぐろ歴史資料館事業の実施</p> <p>めぐろ歴史資料館の機能移転に伴い、展示・所蔵資料の整理を行うとともに、事業の在り方について検討を進め、幅広い年齢層に親んでもらうための企画展等の事業を実施する。</p>	生涯学習課

番号	項目	所管課
5-5	図書館サービスの充実	
5-5-1 連番号 57	<p>図書館資料の充実と的確な資料提供</p> <p>知・文化の拠点として、資料収集の重点テーマを定め、指定寄付金（ふるさと納税）を活用しながら図書館資料の充実を図る。また、これらの資料（蔵書）を活用し、地域の課題や特定のテーマに関連した展示により区民ニーズに沿った的確な資料提供を行う。</p>	八雲中央図書館
5-5-2 連番号 58	<p>電子書籍貸出サービスの充実</p> <p>非来館型サービスとして区民が活用している電子書籍貸出サービス（めぐろ電子図書館）について、様々な分野のコンテンツの充実と地域資料のデジタル化を推進する。また、学校教育との連携による児童・生徒の電子図書館の活用を推進する。</p>	八雲中央図書館
5-5-3 連番号 59	<p>障害者サービスの充実</p> <p>障害などにより図書館利用に支障のある方向けの資料（録音・点字図書、マルチメディア資料など）の提供、対面朗読、来館困難者に対する資料配送などのサービスを行う。また、録音図書作成などのボランティアである障害者サービス協力員の育成などによりサービスの充実を図る。</p>	八雲中央図書館
5-5-4 連番号 60	<p>子ども読書活動の推進及び学習活動の支援</p> <p>学校への図書資料の団体貸出、調べ学習支援、ワークショップやフォローアップ研修による読み聞かせボランティアの育成等を行い、子どもの読書活動の推進及び学習活動の支援についての取組を進める。</p> <p>また、子どもたちが主体的に読書活動に取り組めるよう、本区における「子ども読書活動推進計画」の策定に向けた準備を行い、具体的な取組等を検討する。</p>	八雲中央図書館